平成２４年（フ）第９号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１公団住宅44棟504号、旧住所兵庫県高砂市高砂町農人町1833番地
債務者　西垣　　茜（旧姓山野）
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
千葉県野田市山崎2551番地の１
債務者　玉田　　温
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４３号
千葉県野田市山崎2551番地の１
債務者　玉田　丘彦
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４号
千葉県野田市山崎2551番地の１
債務者　玉田　斉彦
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７号
千葉県野田市野田305―５Ｂｏｎｈｅｕｒ愛宕ＪＫＬ201号室、住民票上の住所茨城県坂東市辺田1214番地86
債務者　伊東　浩之
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６０号
千葉県松戸市西馬橋３丁目18番地の17
債務者　近藤　博彦
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５１号
山口県周南市南浦山町１番１―204号
債務者　廣西　保夫
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１６６号
山口県周南市桜木１丁目１番27―604号
債務者　下村　雄二
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５１０号
福岡県中間市大字中底井野1100番地１
債務者　重本加名代
１　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１０８号
北九州市小倉北区萩崎町５番25―202号
債務者　髙橋　裕基
１　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１号
北九州市小倉南区中曽根東５丁目３番12号
債務者　松田　寿幸
１　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２号
北九州市八幡西区日吉台１丁目22番９―108号
債務者　上野英美子
１　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南１丁目12番10号エクセレント伊藤２Ｆ―Ｂ
債務者　岩村　賢一
１　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４６号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊７丁目10番７号
債務者　地主みき子
１　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７号
北九州市小倉北区片野新町２丁目10番16―201号
債務者　村本　貴則
１　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７号
青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅戸山団地７―12
債務者　佐々木マサ
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３００９号
名古屋市中川区上高畑１丁目145番地
債務者　船戸　弘子
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９９号
愛知県清須市土器野418番地11
債務者　平野　勝久
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部